

また今後、利用者負担増や町の計画推進の影響が懸念されるなか、公費負担、特に国庫負担増とともに、町として一般会計からの繰入れを行い、必要なサービス利用や介護保険料などの町独自の改善施策の検討を早期に行う必要があるが、考えを伺う。

高薄町長

介護報酬の改定により、介護職員処遇改善加算交付金が廃止され、その相当分を介護報酬に組み込むとされている。国から交付されていたものが、保険料と利用者の負担に反映されることになり、利用者にとっては、保険料とあわせて二重の負担増になると予想される。

また、訪問介護の生活援助時間が短縮されることにより、機械的なサービス対応になるのではないかと懸念もされている。今後、介護保険制度の課題として、①40歳以上の第2号被保険者の年齢を引き下げることによる保険

財政の支え手の増、②一定の基準による国や地方自治体の給付費の増、③介護従事者の確保のため家族やボランティアへの有償を制度化することなどがあげられる。いずれも制度設立当初から指摘されてきた課題であり、平成27年度の改定に向け、今から整理して取り組まなければならないと考えている。

休日窓口業務の開設、平日窓口業務の延長を

佐藤幸一議員

住民票や戸籍謄本などを役場窓口にとりにいきたいが、仕事などにより、平日の日中に行くことができない町民がいる。その対応として、土・日曜日の休日に窓口業務を開設する考えはないか。また、週1回程度の窓口業務の時間延長はできないのか伺う。

高薄町長

現在、本町では、住民票、戸籍の附票、印鑑登録証明、所得証明等の税証明の交付については、平日の勤務時間内に電話予約を受付けた場合、土・日曜日、祝日での交付を行っている。利用件数は平成22年度が3件、平成23年度は0件であり、今後、利用件数や町民からの要望が増えた場合には、他の方法を考えなければならぬが、当面は、広報紙で周知をはかりながら、電話予約での休日交付を実施していく。

図書館業務への指定管理者制度導入の考えは

佐藤幸一議員

平成15年の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理を民間業者も含めた幅広い団体に行わせることが可能となった。本町の図書館に指定管

理者制度を導入し、利用時間の延長などの運営面でのサービス向上や管理運営経費の削減に取り組みが必要であると思うが、考えを伺う。

三澤教育委員長

公立図書館は、公の施設であるとともに、教育機関として位置づけられ、専門性が高く、継続的安定性が求められ、自治体が住民の知る権利と生涯学習を保障するために、その経費を負担するべき事業である。指定管理者制度の導入は、住民サービスの向上と経費削減を図ることを目的とされているが、図書館業務の場合は、利用者増や開館日数の増、開館時間の延長という量的なものだけでは、はかりきれない側面があり、さらに収益が見込みにくいことから雇用への影響が心配される。

葬儀の際に町対応の弔辞を

佐藤幸一議員

近年、町民の葬儀では、町長の弔辞が割愛されており、弔文として披露されている。遺族の気持ちを考えると、弔辞がない場合、一抹のさみしさを感じる。町として弔辞を検討できないか。

高薄町長

町対応の弔辞を取り止めた経緯として、弔辞作成には、故人について遺族に聞き取りをしなければな



図書館職員は、図書館にそろえる本の選書のほか、町民が本と親しめるようにイベントの企画や、特集の設置等も行っている。

らず、遺族が悲しみにあるなかで、聞き取りを行うのが心苦しい面があったこと、弔辞作成に1件あたり1万2千円程度の経費がかかっていたことから、当時、行財政改革に取り組んでいたこともあり、検討した結果、取り止めることになった。

現在は、公職をされた方には弔辞を、それ以外の町民の皆さんには定型の弔文での対応をさせていただいている。

今後においても、現行のかたちにより、弔意をあらわさせていただきたく、ご理解を願いたい。